



事務連絡
令和2年4月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導について

今般、新型コロナウイルスについて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき発出された緊急事態宣言や、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和2年4月16日変更。）等が示されており、これらを踏まえて、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、母子保健事業等の実施等については「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課及び母子保健課連名事務連絡）、健康増進事業の実施等については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日付け厚生労働省健康局健康課及びがん・疾病対策課、医政局歯科保健課連名事務連絡）がそれぞれ示されているところであり、各自治体においては、それらに該当する歯科健康診査・歯科保健指導について、適切な対応をお願いしているところです。

上記以外の各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施に当たっても、各自治体においては、下記に留意の上、関係者と十分相談いただき、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、貴管内の市町村への周知をお願いいたします。

各自治体においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歯科健康診査等を受けることができない者がいる場合には、別の機会に歯科健康診査等を受ける機会を設けるなど、柔軟な対応を取っていただけますよう、ご配慮をお願いいたします。

記

1 集団で実施する歯科健康診査・歯科保健指導について

集団で実施する歯科健康診査・歯科保健指導については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として集団での実施を控えること。

ただし、この場合において、必要に応じて、電話等による歯科保健指導や状況把握を行うこと。

2 個別で実施する歯科健康診査・歯科保健指導について

個別で実施する歯科健康診査・歯科保健指導については、各自治体において、当該実施歯科医療機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断し、必要に応じて延期等の措置をとること。

ただし、延期等の措置を取っている間にも、必要に応じて、電話等による歯科保健指導や状況把握を行うこと。

なお、歯科医療機関における院内感染対策については、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（令和2年4月6日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）を発出しており、個別で実施する歯科健康診査・歯科保健指導についてはそれに準じた取扱いとすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定。令和2年4月16日変更。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622473.pdf>

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

○一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000510349.pdf>

○日本歯科医学会連合

新型コロナウイルス感染症について 歯科医療従事者のみなさまへ

http://www.nsigr.or.jp/coronavirus_dentists.html